

新連載 わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

△3期

湯島：1971-93

和光：1994-

女性にも開かれた弁護士への道 後に續きたいと心に秘め待った10年



会員 鍛冶 千鶴子（3期）

人間形成にとって最も大切な未成年期を私は、「15年戦争」といわれた時代に、防空演習や勤労動員、繰り上げ卒業などを経験しながら生き残った「戦中派」である。学半ばで東京を離れた私は大学受験のため再上京できたが、入試問題が「日本国憲法を支える3つの基本原理について」の論文と、英文で書かれた「日本国憲法の前文」の和訳であったことは、戦後の門出にふさわしく思えてうれしかった。1947年5月の私の大学入学は、まさに日本国憲法と機を一にし、法律家として憲法と共に歩む道を示してくれているように思えた。「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令、及び詔勅を排除する」とする主権在民の思想である。

48年1月1日には、戸主権を中心とする「家」制度の廃止や、妻を無能力者と扱う規定の削除を初めとする民法親族編、相続編も憲法に沿うよう改正施行され、女性たちの関心も次第に高まってきており、私もこの年に高等試験司法科試験に合格した。

女性にも弁護士への道が開かれていると知ったのは、その10年前、私は13歳の女学生だったが、「女弁護士は勇士の妻一見事難関突破した久米愛さん一」という大見出しの新聞記事に衝撃を受け、自分もその後に續きたいと心に秘めて待った10年間であった。

戦後の法曹養成制度は、高等試験司法科試験に合格して司法研修所に入所し、弁護士、裁判官、検察官の3分野の法律実務と理論を合同で修習し2年後に本人の

希望を中心に具体化する、というもので、法律実務をになう法曹三者が、進路で区別せず他への理解を深めながら日本の法曹界をになっていくという、おおらかな気持ちに満ちていた。

紀尾井町の研修所の校舎は古びた木造2階建ての粗末なものだったが、周りには森が広がり、昼休みには堀でボートを漕ぐ人もいたりして、都心にしてはのどかな環境だった。3期の同期の修習生の中には、戦時中に合格した人、研修半ばで軍隊に行った人などさまざま、中には、「あなたと同じ年位の娘がいて司法試験を目指している」などと語りかける人もいて、年齢も服装も経歴もまちまちだったのがなつかしい。

驚いたのは、検察修習で、30人程の大部屋に修習生用の机があって、筆記用の筆と硯と墨、書類を綴じるコヨリがおかれていたこと。被疑者を前にして聴取書を筆で書き、読み聞かせてハンコをもらう、気は重いが、あまりあとをひかない3ヶ月だったように思う。

しかし、何と言っても弁護修習の場にあの久米さんの事務所を選び、10年来の希望を実現できた喜びは、ひとしおのものがあった。丸ビルの7階に、他の著名な先輩弁護士と共同の事務所を持ちながら自分の足で立つことに自信をもつおとの姿を私はそこに見た。地裁の法廷にも家裁の調停の場にも久米さんと行動を共にしながら私は、幅広い自由人としての人間味、飾り気のない庶民性に限りなく惹かれた。権力にこびらず信念を曲げず、在野精神を貫くその痛快な生き方に、深々と脱帽しながら、私は、この道を選んだことを、改めて誇りに思っている。

※久米 愛（1911-1976）女性初の弁護士。日本婦人法律家協会の初代会長に選ばれ、26年間同職を務める。